

静岡県特別会計職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第11号

静岡県特別会計職員定数条例の一部を改正する条例

静岡県特別会計職員定数条例（昭和31年静岡県条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職員の定数) 第3条 各事業ごとの職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(3) (略) (4) がんセンター事業 <u>1,145人</u> (5) (略)	(職員の定数) 第3条 各事業ごとの職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(3) (略) (4) がんセンター事業 <u>1,176人</u> (5) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。